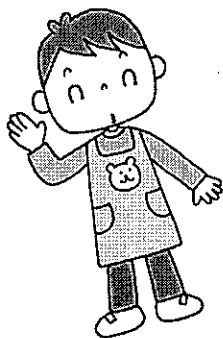
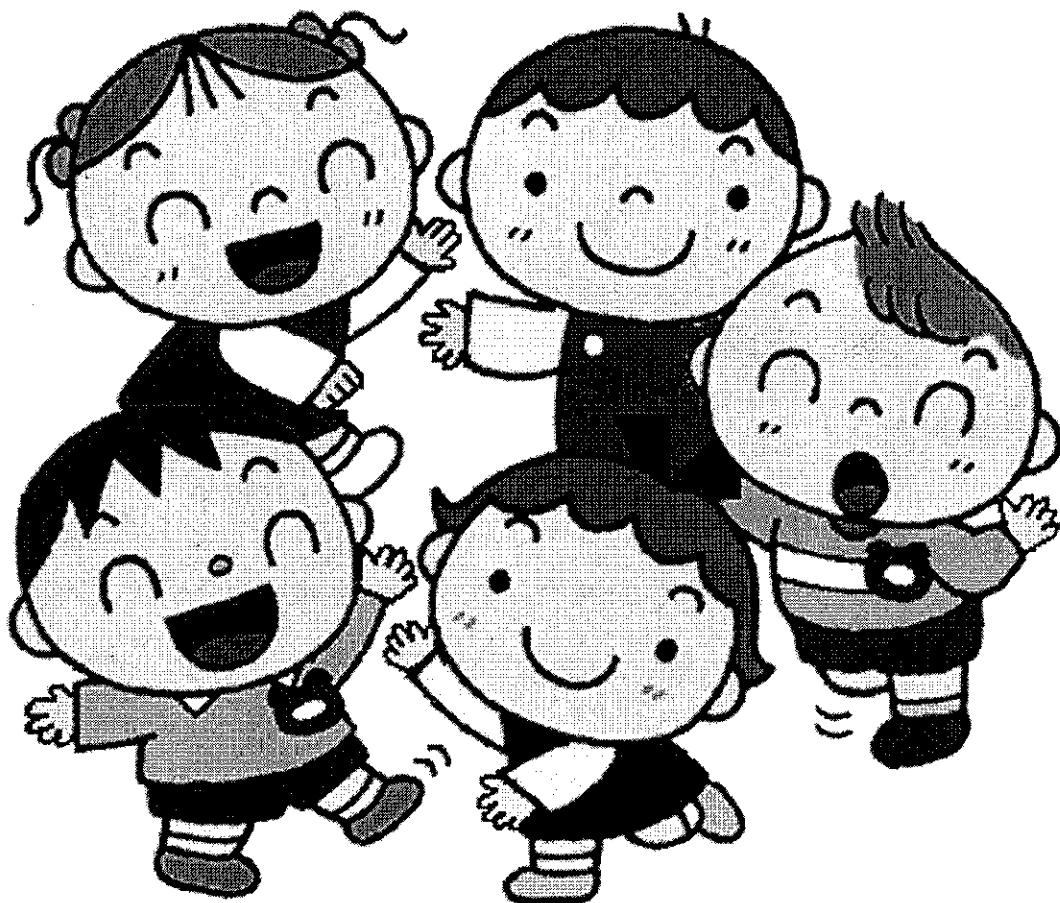


平成24年度



保育所(園)あんない



八尾市 こども未来部保育課

TEL 072 (924) 8529
FAX 072 (924) 9548 (直通)

目次



保育所（園）に入るまで		
1. 保育所とは	P1
2. 入所できる基準	P1
3. 入所の年齢について	P1
4. 入所選考基準について	P2～P3
5. 入所の申込みについて	P4
6. 入所の承諾及び通知について	P4
7. 年度途中の入所について	P4
保育所（園）に入ったら		
8. 保育料について	P5
9. 保育料の軽減について	P5
10. 平成 23 年度保育料表(参考)	P6
11. 保育料算定方法の例	P7～P8
12. 給食について	P9
13. その他の保育メニュー	P9
14. 市からのお願い	P9
15. 退所(園)の手続きについて	P9
16. ホームページのご案内	P9
その他	P10
17. 簡易保育施設について	P11
18. 地域子育て支援メニュー	P12～P15
私立・公立保育所(園)一覧	P16～
保育所（園）の紹介		

保育所(園)に入るまで



1. 保育所とは…

保育所(園)は、児童福祉法に基づき、保護者が労働に従事しているなど、家庭で十分に保育することができない乳児又は幼児(日々保育に欠ける児童)を保護者の委託を受けて保育することを目的とする施設です。

従って、保育所(園)への入所は、幼稚園への入園と内容が異なりますのでご注意ください。

2. 入所できる基準

児童の保護者(父・母など)が次のいずれかの状態にあり、かつ、同居の親族その他の人が児童を保育することができない場合です。

- ① 昼間に居宅外で労働することを常態としている。
- ② 昼間に居宅内で児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としている。
- ③ 妊娠中であるか、又は、出産後間が無い。
(入所基準日が産前 6 週「多胎妊娠の場合は 14 週」・産後 8 週間以内)
- ④ 病気や負傷、又は、心身に障がいがある。
- ⑤ 家庭内で長期にわたり病気や心身に障がいのある人を常に介護している。
- ⑥ 火災・震災・風水害等の災害復旧にあたっている。
- ⑦ 市長が認める前各号に類する状態にある。

※上記の入所できる基準に該当していても、保育所(園)の定員等の状況で入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。(平成 19 年度～23 年度の入所児童数等については、10 ページをご参照ください。)

3. 入所の年齢について

保育所(園)の入所年齢は、その年の 4 月 1 日現在の満年齢によります。

従って、誕生日が過ぎて年齢が上がっても、その年の年度末まではそのままです。

平成 24(2012)年 4 月 1 日入所対象者年齢	
5 歳児	H18(2006).4.2 ~ H19(2007).4.1
4 歳児	H19(2007).4.2 ~ H20(2008).4.1
3 歳児	H20(2008).4.2 ~ H21(2009).4.1
2 歳児	H21(2009).4.2 ~ H22(2010).4.1
1 歳児	H22(2010).4.2 ~ H23(2011).4.1
0 歳児	H23(2011).4.2 ~

4. 入所選考基準について

入所可能人数を超えて申込みがあった場合は、選考により入所児童を決定します。

選考方法は、申込書類に基づき、基本点・主たる保育者の態様等による加算点・主たる保育者の実態等による調整点の総合点数の高い順に入所承諾とします。

(ただし、兄弟姉妹などの状況により、必ずしも選考順位どおりにならない場合もあります)

・基本点

区分	基本点	各区分の詳細については次ページをご覧ください
A	40	
B	30	
C	20	
D	10	
E	0	

※基本点は重複しません。2つ以上要件があった場合、高いほうの基本点が加算されます。

※入所基準日が、法令で定められている産前産後休暇期間(産前6週、産後8週・多胎妊娠は、産前14週、産後8週)に該当する場合、他の要件があっても「妊娠・出産等」の要件での選考となります。

※育児休業期間中は、「保育に欠ける要件」が無いとみなすため、選考対象となりません。

・加算点

主たる保育者の態様等	加算点
ひとり親	7
疾病等で長期入院又は重度の疾病等で常時寝たきり	5
重度の障がい (身体障がい1～2級、療育A～B判定、精神障がい1級)	5
重度の疾病等	4
両親がおらず、祖父母のみ	3
同居の家族で重度の障がい者(児)又は疾病等による寝たきりの者を常時介護又は看護	3
疾病	3
居宅外労働	2
病人の介護又は看護	1

・調整点

主たる保育者・申請児童の実態等	調整点
生活保護世帯	3
(申請児童が)認可保育所の卒園児	3
(申請児童が)簡易保育所の卒園児	2
自営業で中心者	2
兄弟姉妹が認可保育所入所中	2
市外勤務、市外通学又は市外介護・看護	2
介護・看護が居宅外(市内)	1
兄弟姉妹が認可保育所(園)同時申込み (兄弟姉妹が認可保育所(園)入所中を除く)	1

主たる保育者の状況別区分

<p><A区分></p> <p><ひとり親世帯>……………</p> <p><障がい>……………</p> <p><疾病>……………</p> <p><家庭の災害>……………</p>	<p>主たる保育者が、日中7時間以上かつ週5日以上、居宅外の労働をしている</p> <p>主たる保育者が、重度の障がい(身体障がい1～2級、療育A～B判定、精神障がい1級)の状態である</p> <p>主たる保育者が、疾病等で長期入院をしている</p> <p>居宅を失い又は破損し、主たる保育者がその復旧にあっている</p>
<p><B区分></p> <p><居宅外労働>……………</p> <p><就学>……………</p> <p><ひとり親世帯>……………</p> <p><疾病>……………</p> <p><祖父母と子どもの家庭>…</p>	<p>主たる保育者が、日中7時間以上かつ週5日以上、居宅外の労働をしている</p> <p>主たる保育者が、日中7時間以上かつ週5日以上、通学をしている</p> <p>主たる保育者が、日中4時間以上かつ週1日以上、居宅外の労働をしている、又は、主たる保育者が、日中7時間以上かつ週5日以上、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をしている</p> <p>主たる保育者が、重度の疾病等で常時寝たきりの状態である</p> <p>両親が死亡・離婚・行方不明・拘禁等で家庭におらず、祖父母のみの家庭である</p>
<p><C区分></p> <p><居宅外労働>……………</p> <p><居宅内労働>……………</p> <p><ひとり親世帯>……………</p> <p><疾病>……………</p> <p><病人の介護又は看護>…</p> <p><就学>……………</p>	<p>主たる保育者が、日中4時間以上かつ週1日以上、居宅外の労働をしている</p> <p>主たる保育者が、日中7時間以上かつ週5日以上、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をしている</p> <p>主たる保育者が、日中4時間以上かつ週1日以上、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をしている</p> <p>主たる保育者が、重度の疾病等の状態である</p> <p>主たる保育者が、同居の家族で重度の障がい者(児)(身体障がい1～2級、療育A～B判定、精神障がい1級)又は疾病等による寝たきりの者を常時介護又は看護をしている</p> <p>主たる保育者が、日中4時間以上かつ週1日以上、通学をしている</p>
<p><D区分></p> <p><ひとり親世帯>……………</p> <p><その他労働>……………</p> <p><病人の介護又は看護>…</p> <p><生計中心者の失業等>…</p> <p><妊娠・出産等>……………</p> <p><疾病>……………</p> <p><就労予定>……………</p>	<p>主たる保育者が、A・B・C区分を除く家庭である</p> <p>主たる保育者が、B・C区分を除く労働をしている</p> <p>主たる保育者が、C区分を除く病人の介護又は看護をしている</p> <p>生計中心者の失業等で主たる保育者が、求職活動を行っている</p> <p>主たる保育者が、出産前後(産前6週・産後8週の期間・多胎妊娠の場合、産前14週・産後8週の期間)である</p> <p>主たる保育者が、A・B・C区分を除く疾病である</p> <p>主たる保育者が、就労予定(内定あり)である</p>
<p><E区分></p> <p><就労希望>……………</p>	<p>主たる保育者が、就労希望(内定なし)である</p>

[備考]

・希望順位に関わらず、保育に欠ける要件の高い方から選考します。第1希望は有利、第4希望は不利ということはありません。また、第1希望のみの希望が有利ということもありません。

5. 入所の申込みについて

保育所(園)への入所申込みにあたっては、以下の書類の提出が必要です。

①保育所(園)入所申込書

- ・入所申込書にセットされている申告書については保護者及び同居の親族の方全員分が必要です。保護者等の就労状況等により提出していただく証明が異なります。(詳しくは記入例をご覧ください)

②八尾市以外の保育所(園)への入所を希望する場合、住民票又は登録原票記載事項証明書(いずれも世帯全員のもの)が必要です。

※保護者が求職活動を行っていたり、職業訓練校等の通学中により保育できない場合も申込みできます。

※提出先は、入所申込みの時期によって異なります。詳しくは保育課までお問い合わせください。

6. 入所の承諾及び通知について

平成 24 年 4 月 1 日からの新規入所については、受付期間(平成 23 年 11 月 8 日～11 月 18 日)内に申込書を提出された方の中から日々保育に欠ける要件などの審査を行い、選考基準に基づき入所決定・承諾等を行います。

入所承諾書又は不承諾通知書につきましては平成 24 年 2 月 10 日ごろに郵送にて通知します。(受付期間を過ぎて申込みされた方につきましては、入所が決定した方のみ通知します。)

○現在育児休業を取られている方へ

- ・4 月 1 日入所の場合は 4 月 14 日まで取得されている(短縮できる)方が対象です。入所決定した場合は復帰後に、復職証明書の提出が必要になります。復職証明書の提出がない場合は、5 月末日をもって退所となりますのでご注意ください。

○勤務予定の方へ

- ・勤務予定で申込み入所が決定した場合は、勤務開始後に再度申告書の提出が必要になります。提出がない場合は、4 月 1 日入所の場合は 5 月末日をもって退所となりますのでご注意ください。

○出産要件で申込みされる方へ

- ・出産要件で保育所(園)に入所できるのは産前 6 週・産後 8 週間(多胎妊娠の場合は産前 14 週)の期間となり、それ以降保育に欠ける要件がなければ期間をもって退所となります。

○求職中の方へ

- ・求職中で申込み入所が決定した場合は、4 月 1 日入所の場合は 6 月末日までが入所期限となります。それまでに、勤め先を決定していただき申告書の提出が必要になります。提出がない場合は、6 月末日をもって退所となる場合がありますのでご注意ください。

入所できなかった方につきましては、平成 24 年度待機児童として登録させていただきますので、年度内は改めて申込みの必要はありません。(就労条件等が変わったときは、随時申告書を再提出してください。)

7. 年度途中の入所について

年度当初(毎年 4 月 1 日)以降の入所申込みの受付は、随時行っています。

毎年 4 月当初で概ね定員に見合う入所児童を決定しますので、年度途中からの入所は厳しい状況です。4 月以降に希望保育所(園)で欠員が生じた範囲で、待機児童や受付期間以降(平成 23 年 11 月 19 日～)の申込者の中から選考を行い、入所が決定した方のみ保育課より入所の承諾と保育所(園)での面接日などを連絡します。

なお、保育所の空き情報等は保育課(電話:072-924-8529)で提供しています。

保育所(園)に入ったら

8. 保育料について



保育料は、公立・私立保育所(園)とも同じです。

算定には、下記の資料が必要です。ただし、住宅取得等特別控除等については、税額控除前の課税額により保育料の算定を行います。なお、0～2歳児・3歳児・4～5歳児の区分で保育料は異なります。

(6 ページの平成 23 年度保育料表(参考)参照)

就 労 形 態	保育料を決めるために必要な書類
父・母が会社、事業所などで勤務 をしている場合	平成 23 年分の源泉徴収票または 平成 23 年分の確定申告書の控え
父・母が自営業、外交員などの場 合	平成 23 年分の確定申告書の控え または平成 24 年度の市民税申告書
パート、アルバイトなどの場合	平成 23 年分の源泉徴収票または 平成 23 年分の確定申告書の控え または平成 24 年度の市民税申告書
その他の場合	平成 23 年分の確定申告書の控え または平成 24 年度の市民税申告書

※いずれもコピー可

※ 上記のほか、所得税額が「0 円」の場合、前年度の市民税課税証明書が必要です。平成 23 年度市民税課税証明は、平成 23 年 1 月 1 日に住民票をおいている市町村役場にて発行されます。

※ 税申告をされていなかったり(源泉徴収の方で、年末調整が終わっている方を除く)、書類の提出が無い場合、児童の年齢の最高額に仮決定させていただくこととなりますのでご注意ください。

※ 父・母以外で、児童を扶養している同居の親族がいる場合、その方の上記書類も必要です。

※ 別居している場合でも離婚(離婚調停)が成立していない場合は、別居している方の資料も必要になります。また、離婚していて同居している・婚姻はしていないが同居している場合も提出が必要になります。

※ 保育料以外にも、制服、用品代等の雑費が必要です。

(雑費については各保育所(園)へ、上記以外のご不明な点は、保育課にお問い合わせください)

9. 保育料の軽減について

同一世帯で 2 人の児童が入所(園)されているときは、下の児童の保育料が半額(3 人以上のときは第 2 子が半額、第 3 子が無料)に軽減されます。また、同一世帯で下記の施設に通園している児童がいる場合も、軽減の対象になります。(保育所以外の施設の場合は別途在園証明などが必要です。)

軽減対象となる施設

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設幼稚部、情緒障害児短期治療施設幼稚部、児童デイサービス

★ 次のような理由の場合、保護者からの申請に基づき保育料の一部を軽減する制度があります。

1. 児童が疾病等の理由により、同一个月内で 15 日以上連続して欠席したとき。

(旅行等の自己都合による欠席は、この理由に該当しません。)

2. 児童の保護者、保護者と同居する扶養親族が以下に該当する場合。

・重度心身障がい者(児)(身体障がい者手帳で 1 級もしくは 2 級、療育手帳で A もしくは B
又は精神障がい者保健福祉手帳 1 級の者)

・長期入院(3 ヶ月以上)治療を必要とする場合

3. 上記事由のほか、特に市長が必要と認めるとき。

10. 平成 23 年度保育料表(参考)

平成 23 年10月1日現在

その月の初日現在における在籍児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) (単位 円)		
階層区分	税 額	0~2歳児	3歳児	4~5歳児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0
B1	A階層及びD階層を除き、平成22年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯の母子・父子家庭等	0	0
B2		市町村民税非課税世帯の一般世帯	4,500	3,000
C1		均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	9,800	8,300
C2		所得割の額のある世帯	11,700	9,900
D1	A階層を除き、平成22年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,000円未満	17,000	15,300
D2		19,000円以上 57,000円未満	21,000	18,900
D3		57,000円以上 94,000円未満	29,200	26,600
D4		94,000円以上 165,000円未満	35,600	31,500
D5		165,000円以上 578,000円未満	48,800	31,500
D6		578,000円以上	63,000	31,500

※修正申告等により、税額に変更が生じた場合は、速やかに保育課まで変更後の税資料(修正申告書の控えのコピーなど)をご提出ください。(保育料が減額となる場合でも、ご提出のあった翌月分からの適用となります。)

※ご提出いただいている税資料の税額と、調査の結果判明した税額に差がある場合、再度税資料の提出を求め、保育料額を変更することがありますのでご了承ください。

※保育料は改定されることがありますので、24年度分は「平成24年度保育料表」を参照してください。



11. 保育料算定方法の例

源泉徴収票の場合

平成 23 年度の保育料算定方法の例をあげていますので、保育料表と合わせて参考にしてください。ただし、平成 24 年度の保育料算定方法が改定された場合は、変更となる可能性があります。なお、税制改正に伴い税率や控除額等が変更となる場合がありますのでご注意ください。

源泉徴収票の場合

$$\text{給与所得控除後の金額} - \text{所得控除の額の合計額} \times \text{税率} - \text{控除額} \quad \dots \star 1$$

課税される所得金額 (1,000 円未満切り捨て)

上記の式によって求められる金額が保育料算定の基準になります。

ただし、住宅取得等特別控除・配当控除等の適用前で保育料を算定しますのでご注意ください。

父の源泉徴収票

平成 22 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	〒581-0001 八尾市本町1-1-1	氏名(氏名)	姓 名 八尾 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	4,842,680	3,332,000	1,730,338	0
控除対象配偶者等の有無	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
○	○	特定 老人 その他 特別	480,338	100,000
(摘要) 年調定率控除額 200,000円		配偶者の合計所得 円		
長男: 一郎 長女: 秋子		個人年金保険料の金額 150,000円		
		長期損害保険料の金額 10,000円		
夫あり	乙欄	寡婦	中途就・退職	受給者生年月日
○	○	○	○	○ 48 1 1
支払者	住所(居所)又は所在地	八尾市×××		
	氏名又は名称	(株)○×△産業		

母の源泉徴収票

平成 22 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	〒581-0001 八尾市本町1-1-1	氏名(氏名)	姓 名 八尾 花子
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	2,380,950	1,455,200	663,069	39,600
控除対象配偶者等の有無	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
○	○	特定 老人 その他 特別	233,069	50,000
(摘要) 年調定率控除額 円		配偶者の合計所得 円		
		個人年金保険料の金額 円		
		長期損害保険料の金額 円		
夫あり	乙欄	寡婦	中途就・退職	受給者生年月日
○	○	○	○	○ 47 3 3
支払者	住所(居所)又は所在地	八尾市○○○○		
	氏名又は名称	◇◇◇株式会社		

上記の源泉徴収票では【父：0円】、【母：39,600円】ですが、

上記算定方法(☆1)により、

父 $3,332,000 - 1,730,338 = 1,601,662 \times \text{税率} - \text{控除額} = 80,000 \text{円}$ (百円未満切り捨て)
(千円未満切り捨て)

母 $1,455,200 - 663,069 = 792,131 \times \text{税率} - \text{控除額} = 39,600 \text{円}$ (百円未満切り捨て)
(千円未満切り捨て)

計 $80,000 + 39,600 = 119,600 \text{円}$ となり、階層はD4となります。

【税率と控除額(抜粋)】

課税される所得金額 (千円未満切り捨て)	税率	控除額	課税される所得金額(千円 未満切り捨て)	税率	控除額
195万円以下	5%	0円	330万円超～ 695万円以下	20%	427,500円
195万円超～ 330万円以下	10%	97,500円	695万円超～ 900万円以下	23%	636,000円

・上記算定方法により、所得税額が0円の世帯(所得税非課税世帯)は、別途22年度の市民税課税状況を確認する必要があります。

・年末調整未済(年調未済)の源泉徴収票では保育料を算定できないので、年末調整済みの源泉徴収票を提出してください。

・保育料は改定されることがありますので、24年度分は「平成24年度保育料表」を参照してください。

・税制改正に伴い、源泉徴収票、確定申告書の様式が変更される場合があります。

・ここで紹介している所得税額の求め方はあくまで参考ですので、詳しくは税務署へお問い合わせください。

確定申告(申告書B)の場合

課税される所得金額 (26) × 税率 - 控除額

…☆2

源泉徴収票の場合を参考にしてください

上記の式によって求められる金額が保育料算定の基準になります。

ただし、住宅借入金等特別控除 (30) ・配当控除 (28) 等の適用前で保育料算定しますのでご注意ください。
※ () 内の丸囲み数字は申告書Bでの番号です。

税務署長 平成 22 年分の所得税の 申告書B FA0025

住所 〒 581 0001 八尾市本町1-1-1 氏名 ○○ ××

職業 営業 給与・課税 本人

生年月日 3 45 02 22 電話番号 000-000-0000

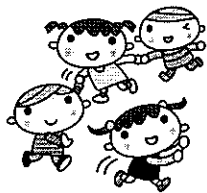
収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	税金	の	計	算
事業等 ⑦ 8513050	課税される所得金額 ⑥ 623000		① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

先の確定申告では、実際に納める所得税額は【父：0円】、【母：0円】の、【合計：0円】ですが、上記算定方法(☆2)により、

父 623,000 × 税率 - 控除額 = 31,100円

母 父の被扶養者の為 0円

計 31,100円 + 0円 = 31,100円 となり、階層はD2となります。



- ・確定申告の用紙は、例にあげた「申告書B」以外にもありますのでご注意ください。
- ・上記算定方法により、所得税額が0円の世帯(所得税非課税世帯)は、別途22年度の市民税課税状況を確認する必要があります。
- ・確定申告書は必ず受付印を押していただいたものを提出してください(第1表と第2表の提出が必要です)。電子申告の場合は、受付印の代わりに送信票を添付してください。
- ・修正申告等により税額に変更が生じた場合は、保育課に提出のあった翌月からの変更となりますので、提出前に控除に漏れ等がないように必ずご確認ください。
- ・青色申告専従者の方も、源泉徴収票・確定申告書・市民税申告書のいずれかの書類の提出が必要です。

12. 給食について

給食については、子どもたちの状況などを把握しながら、子どもの成長に必要な栄養をバランスよく取り入れた献立表を作成し実施しています。

内容は、米飯を中心とした完全給食(主食+副食)で、各保育所(園)で調理します。

また、毎月のお誕生会や行事の日には、それにちなんだ献立を実施しています。



0歳児については一人ひとりの発育に合わせた離乳食をつくり、食物アレルギー児に対しては集団給食を原則とし、医師の指示のもとに子どもの症状に合わせて可能な範囲内で除去や代替食対応を行っています。

13. その他の保育メニュー

障がい児保育…… 心身に障がいがある児童の発達をめざし、保育所(園)での保育の中でともに育つことを目的として、原則3歳児以上を対象として障がい児保育を実施しています。また、子どもたち一人ひとりの発達を大切にすることを基本に病院や相談機関との連携を密に、日々の保育を行っています。

延長保育…… 保護者の勤務時間や通勤時間等で必要な方のみ、保育時間が11時間を越える延長保育が利用できます。

※延長保育料の徴収に関しては、14ページ以降(保育時間等について)をご覧ください

地域交流…… 保育所(園)の子どもたちと地域の子どもたちが、一緒に四季折々の行事を楽しんだり、園庭でどろんこ遊びや水遊びをしたり、実際にクラスに入って手遊びなどの年齢交流もしています。

世代間交流…… 小学生、中学生、高校生との交流や老人センター、高齢クラブ、保育所(園)の子どもたちの祖父母など、さまざまな世代との交流で、歌や伝承遊びなどを楽しんでいます。

14. 市からのお願い

入所申込後、または入所(園)後も次のことで状況が変わったときは必ずご連絡ください。

1. 入所児童が病気などで長期欠席される場合は、必ず保育所(園)と保育課へ連絡してください。欠席が長期になる場合は、原則として退所(園)していただくことになります。
2. 住所が変わったとき。(市内で転居、または市外へ転出されるとき)
3. 家族の状況に異動があったとき。(離婚・再婚など)
4. 保護者が転職・退職・就職されたとき。
5. 修正申告などで税額(所得税額・市民税額)に変更があったとき。
6. 入所希望保育所(園)を変更するとき。(変更・追加・削除など)
7. 入所の申込みを取り下げるとき。

15. 退所(園)の手続きについて

引越し等により保育所(園)を退所(園)される場合は、事前に保育所(園)と保育課へ連絡し、保育所(園)または保育課からお渡しする「退所(園)届」を必ず提出してください。

16. ホームページのご案内

八尾市のホームページでは、保育課より各保育所(園)の情報の提供を行っております。

http://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/6-19-0-0-0_1.html(保育課 HP)

<http://www.city.yao.osaka.jp/category/10-5-1-0-0.html>(保育所(園)に関するQ&A)

その他



17. 簡易保育施設について

保育所(園)としての認可施設ではありませんが、市の要綱に基づき付近に保育所(園)がないなど、やむを得ない事由により保育に欠ける児童を3カ所の施設に斡旋しています。

詳しくは「簡易保育施設あんない」がありますので、保育課までお問い合わせください。

【注意：この簡易保育施設は0歳児と1歳児が対象となります】



★ 簡易保育施設一覧表

簡易保育施設名	所在地	電話番号
八尾木共同保育所	八尾木6-120	993-4894
みどり保育園	末広町1-6-10	993-2437

(参考 保育所入所申込の状況等)

〔保育所入所申込の状況〕

(各年度4月1日現在)

年度	保育所申込児童数 ①	保育所入所児童数 ②	入所できない児童の人数 ③=①-②
平成19年度	4,260	3,858	402
平成20年度	4,216	3,929	287
平成21年度	4,364	4,054	310
平成22年度	4,568	4,156	412
平成23年度	4,713	4,288	425

平成23年度 年齢別保育所入所児童数(4月1日現在)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	57	93	119	196	210	223	898
私立	235	462	614	686	673	655	3,325
他市委託	4	10	12	13	13	13	65
計	296	565	745	895	896	891	4,288

平成23年度 年齢別保育所入所できない児童数(4月1日現在)

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	26	35	28	5	1	0	95
私立	42	138	97	43	6	4	330
他市委託	0	0	0	0	0	0	0
計	68	173	125	48	7	4	425

18. 平成 23 年度地域子育て支援メニュー(参考)

実施保育所(園)

一時預かり保育 …… 保護者の疾病や災害により一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するために就学前の児童を保育所(園)で保育します。

各私立保育所(園)

休日保育 …… 休日等(日曜日、祝日及び年末・年始)に家庭での保育が困難となった就学前の児童を保育園で保育します。

キリン保育園 マリア保育園

病児・病後児保育

病児・病後児対応型 …… 児童が発熱や下痢、感染症(水痘・はしか・風疹他)などの病気にかかり、又は、回復期において家庭で育児を行うことが困難な児童をお預かりし、看護・保育をします。

八尾徳洲会総合病院 マリア保育園

体調不良児対応型 …… 実施保育園に通園していて保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童へ保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応等を行います。



キリン第二保育園 マリア高安保育園 龍華保育園 久宝寺保育園

地域子育て支援拠点事業 (センター型)

… 就学前の乳幼児と保護者を対象に、保育所(園)の園庭や教室を利用し、遊びやイベントを通していっしょに子育てを考え、仲間作りのお手伝いをします。

また、子育てサークル活動への支援や子育て相談・情報提供も行います。

西郡保育所 安中保育所 山本南保育所

子育て電話相談

… 子どもの遊びやしつけ、発達、食事や栄養のことなど悩みや心配のある保護者を対象に「子育て電話相談」をしています。

各保育所(園)

園庭開放

… 「お友だちがいない」、「近くに遊び場が無い」などで悩んでいる保護者の方に地域の保育所(園)を開放して「園庭開放」を行っています。

各保育所(園)

詳しくは、各保育所(園)までお問い合わせください。

私立保育所（園）一覧

平成24年度（予定）

保育所（園）名	所在地	電話番号	定員	対象児	障保	バス
キリン保育園	南本町3-4-5	922-2353	90	0～5歳	実施	—
志紀保育園	田井中2-66	949-5836	170	2～5歳	実施	—
母木保育園	恩智南町2-60	943-7101	90	0～5歳	実施	—
さくら保育園	福万寺町4-14	999-3386	150	0～5歳	実施	あり
あけぼの保育園	八尾木東3-26	991-0500	210	0～5歳	実施	あり
みよし保育園	太子堂2-3-22	992-6955	160	0～5歳	実施	—
千塚保育園	大字千塚150-1	941-1380	150	0～5歳	実施	あり
ふじ保育園	山城町5-2-6	998-9543	150	2～5歳	実施	—
若竹保育園	空港1-110	949-3162	60	0～2歳	—	—
ふじ第二保育園	山城町2-2-13	996-2783	45	0～2歳	—	—
久宝まぶね保育園	久宝寺6-7-10	992-2033	150	0～5歳	実施	あり
緑ヶ丘ふじ保育園	緑ヶ丘1-50	996-7093	120	0～5歳	実施	—
五月橋保育所	山本町南3-5-21	997-0886	100	0～5歳	実施	—
白鳥保育園	亀井町2-6-25	994-5170	90	0～5歳	実施	—
キリン第二保育園	南本町3-5-37	922-1033	60	0～5歳	実施	—
あひる保育園	八尾木北2-39	994-8121	180	0～5歳	実施	—
ゆめの子保育園	志紀町2-18-2	948-1161	64	0～2歳	—	—
キッズビレッジ (ゆめの子保育園分園)	光町2-60 (西武百貨店屋上)	991-8103	26			
マリア保育園	若林町1-22-5	920-2300	180	0～5歳	実施	—
こどものいえ	光町1-38	924-8801	90	0～5歳	実施	—
ゆう安中東保育園	南本町8-2-20	994-7470	135	0～5歳	実施	—
あい桂保育園	桂町2-1-1	998-7115	150	0～5歳	実施	—
マリア高安保育園	黒谷1-56-1	940-2222	120	0～5歳	実施	—
龍華保育園	南太子堂2-1-31	991-2286	120	0～5歳	実施	—
久宝寺保育園	南久宝寺3-18-1	943-0270	150	0～5歳	実施	—
アスク久宝寺駅前保育園	龍華町1-4-2 (カティワース THE EAST 内)	924-3060	90	0～5歳	実施	—

対象児・・・対象の年齢は、平成24（2012）年4月1日現在のものです。障保・・・障がい児保育のことです。

バス・・・バス送迎のある保育所（園）です。対象年齢やコースなどはそれぞれの保育所（園）にお問合わせください。

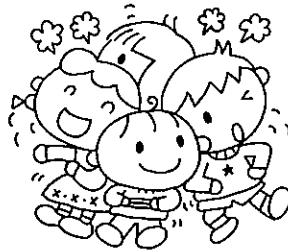
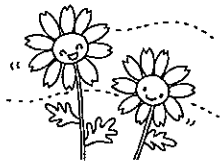
公立保育所一覧表

平成24年度(予定)

保育所名	所在地	電話番号	定員	対象児	障保
西郡保育所	桂町2-33	999-2376	150	0 ~ 5 歳	全 保 育 所 で 実 施
安中保育所	安中町8-6-23	991-7249	120		
荘内保育所	荘内町2-1-27	992-6950	120		
山本南保育所	山本町南2-4-5	998-9431	150		
弓削保育所	志紀町西3-10	949-3194	120		
堤保育所	堤町1-7	996-3301	120		
末広保育所	末広町1-1-8	993-9292	90		

対象児・・・対象の年齢は、平成24(2012)年4月1日現在のものです。

障保・・・障がい児保育のことです。



保 育 時 間 等 に つ い て

私立保育所(園)・各保育所(園)の開園・閉園時間は、以下のとおりです。

保育所(園)名	曜日	開園時間	閉園時間	延長保育料
麒麟保育園	平日	7:00	20:00	—
	土曜日	7:00	19:00	
志紀保育園	平日	7:00	19:00	18:00~19:00 10分 100円
	土曜日	7:30	18:30	
母木保育園	平日	7:00	19:30	7:00~7:30 18:30~19:30 10分 100円
	土曜日			
さくら保育園	平日	7:00	19:30	7:00~7:30 18:30~19:30 10分 100円
	土曜日			
あけぼの保育園	平日	7:00	19:30	7:00~7:30 18:30~19:30 10分 100円
	土曜日			
みよし保育園	平日	7:00	19:30	7:00~7:30 18:30~19:30 10分 100円
	土曜日			
千塚保育園	平日	7:00	19:00	土曜日のみ 7:00~7:30 18:30~19:00 10分 100円
	土曜日			
ふじ保育園	平日	7:00	19:00	18:00~18:30 10分 100円 18:30~19:00 30分 300円
	土曜日			
若竹保育園	平日	7:00	19:00	—
	土曜日	8:00	15:00	
ふじ第二保育園	平日	7:00	19:00	18:00~18:30 10分 100円 18:30~19:00 30分 300円
	土曜日			
久宝まぶね保育園	平日	7:00	19:30	—
	土曜日	7:00	18:30	
緑ヶ丘ふじ保育園	平日	7:00	19:00	18:00~18:30 10分 100円 18:30~19:00 30分 300円
	土曜日			
五月橋保育所	平日	7:00	19:00	—
	土曜日			
白鳥保育園	平日	7:00	19:00	—
	土曜日			
麒麟第二保育園	平日	7:00	20:00	—
	土曜日			
あひる保育園	平日	7:00	19:00	—
	土曜日			

保育所（園）名	曜日	開園時間	閉園時間	延長保育料
ゆめの子保育園	平日 土曜日	7:00	19:00	土曜日のみ 18:30~19:00 10分 100円
キッズビレッジ (ゆめの子保育園分園)		7:00	20:00	18:30~19:00 10分 100円 19:00~20:00 10分 150円
マリア保育園	平日 土曜日	6:00 (但し、24時間対応)	21:00	6:00~7:00 19:00~6:00 10分 100円
こどものいえ	平日 土曜日	7:00	19:00	18:00~19:00 30分 300円
ゆう安中東保育園	平日 土曜日	7:00	20:00	7:00~7:30 18:30~20:00 30分 300円
あい桂保育園	平日 土曜日	7:00	20:00	7:00~7:30 18:30~20:00 30分 300円
マリア高安保育園	平日 土曜日	7:00	20:00	19:00~20:00 10分 100円
龍華保育園	平日 土曜日	7:00	20:00	18:30~20:00 10分 100円
久宝寺保育園	平日 土曜日	7:00	20:00	18:30~20:00 30分 300円
アスク久宝寺駅前保育園	平日 土曜日	7:00	20:00	7:00~7:30 18:30~20:00 30分 300円

公立保育所

保育所（園）名	曜日	開園時間	閉園時間	延長保育料
公立保育所	平日 土曜日	7:00	19:00	7:00~7:30 18:30~19:00 30分 300円

※上記の開園・閉園時間等は各保育所（園）からの情報により記載しております。

※児童の送迎は、上記の開園・閉園時間内に必ずお願いします。

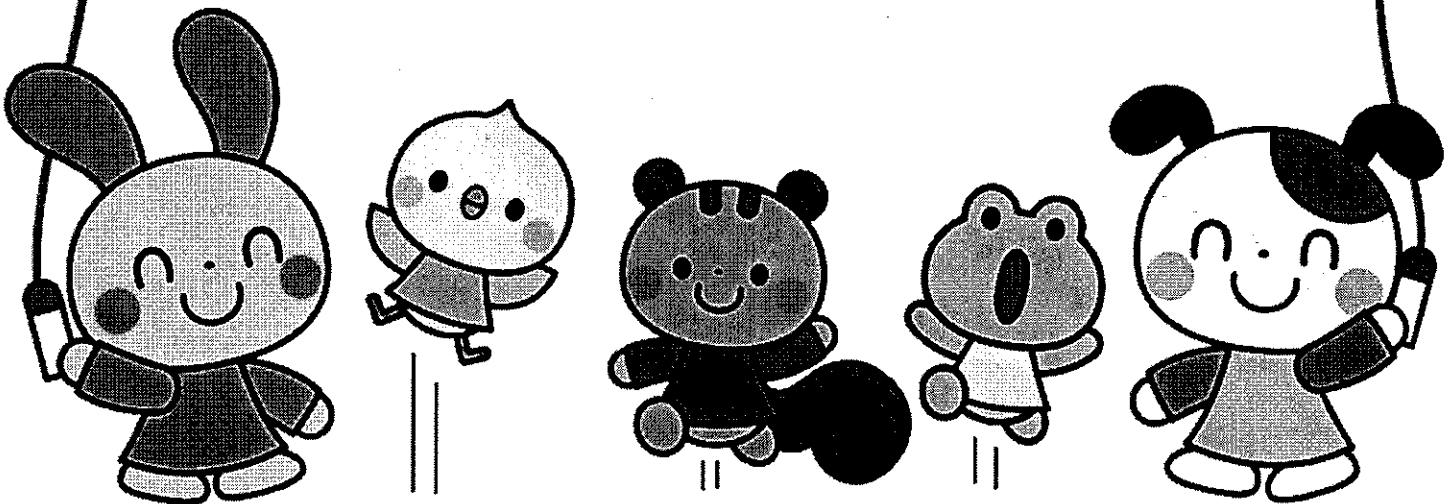
※延長保育（保育時間が11時間を越える時間）は、保護者の就労時間、通勤時間に合わせて必要な方のみ利用できます。

※入園式・卒園式・年末年始などの予定につきましては、平成24年1月以降に各保育所（園）または、保育課にお問い合わせください。

保育所(園)の紹介

八尾市内には、現在、私立・公立をあわせて33ヶ所(分園含む)の保育所(園)があります。入所申込みにあたっては、次の点にご注意ください。

- ・入所を希望される第1希望から第4希望までの保育所(園)については、実際に送迎が可能かどうか必ずご確認のうえ、お申込みください。
- ・各保育所(園)の保育方針や目標をご理解いただくため、各保育所(園)の施設見学もあわせて行っていただきますようお願いします。
(施設見学は、在所(園)児童の保育の関係上あらかじめ各保育所(園)に事前にお問い合わせのうえ、行ってください。)
- ・紹介案内は、各保育所(園)で作成していただいておりますので、行事等の詳細については各保育所(園)にお問い合わせください。





公立保育所 保育目標と行事予定

保育目標 望ましい子ども像

1. 元気な子ども 2. 自分で考え行動できる子ども 3. 思いやりのある子ども

公立保育所では、上記の「望ましい子ども像」をめざし、日々保育を行っています。

乳幼児期は人間形成の基礎を築く大切な時期です。乳幼児の発達の筋道を正しくとらえ、全面发展を促す経験をさせる事が重要です。保育所では、一人ひとりの子どもに十分心を配りながら0歳から就学前の子ども達が集団生活を通して、豊かな経験ができるよう指導計画をたて実践しています。

集団生活の中で自分や友だちを大切にし、互いに協力しあって、よりよい未来をつくりだす力の基礎を培い、人権を大切にする豊かな人間性を持った子どもを育てることを保育の目標にしています。

年間計画及び保健関係行事			
4月	入所式 家庭訪問 定期健康診断	10月	園外保育 焼き芋パーティー 定期健康診断 ぎょう虫検査 視力検査（3～5歳児）
5月	こどもの日のつどい 園外保育 ぎょう虫検査 尿検査（4・5歳児）	11月	保育参観 社会見学（5歳児）
6月	保育参観 歯科検診 歯の衛生指導 手洗い指導	12月	もちつき クリスマス会 消防訓練（消防署の指導による）
7月	七夕のつどい サマープレイデー プール前健康診断 プール開き 5歳児特別（宿泊）保育	1月	新年子ども会
8月	プールあそび	2月	節分 生活発表会
9月	運動会	3月	ひなまつり 1日入学（5歳児） お別れ会 修了式
毎月	お誕生会 発育測定（身長・体重） 安全点検 避難訓練	年間	懇談会（全体・クラス・個人）防犯訓練 交通安全指導（5・10月） 害虫駆除

※保健・衛生に関する事は、看護師が中心となり行っています。

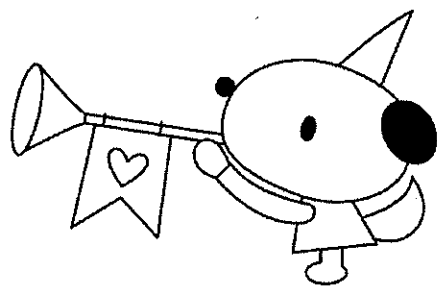
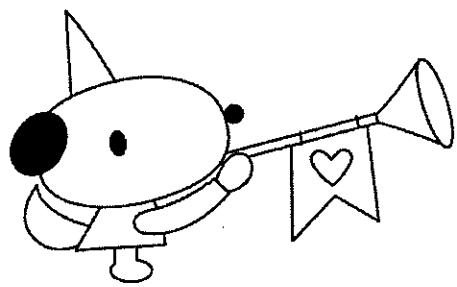
☆公立保育所で実施している事業

- ・障がい児保育
- ・子育て家庭支援（電話相談・地域交流・園庭開放・サークル支援等）
- ・世代間交流（小・中・高・大学生の実習や保育体験受入、高齢者との交流）

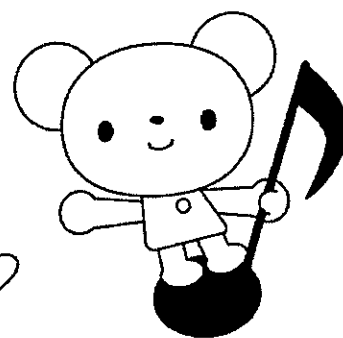
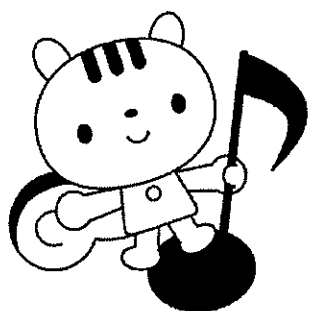
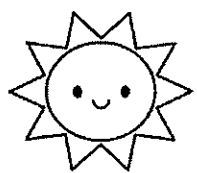
☆保健センター「乳児健診」等への職員派遣（遊びの指導等）

☆公立保育所各園のホームページは、八尾市のホームページからお入りください。



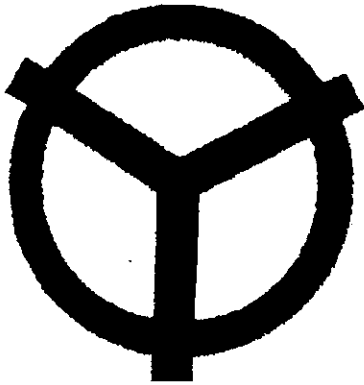


大毛



八 尾 市 章

(昭和 33 年 7 月 4 日制定)



市 章 の い わ れ

Yは、市名「やお」のやを表わし、円はおとする。Yの先端を円より少し突出させて市の将来の発展を表現。

3等分は、平和・自由・平等を意味し、また円は円満な市政の遂行を示す。

八 尾 市 民 憲 章

(昭和 39 年 11 月 3 日制定)

わたくしたちは、信貴・生駒のやまやまをあおぐ八尾の市民です。

わたくしたちの八尾市は、ゆたかな伝統と美しい自然にめぐまれ、近代都市へ発展をつづけている希望のまちです。

わたくしたちは、このまちの市民であることに誇りをもち、みんなのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめました。

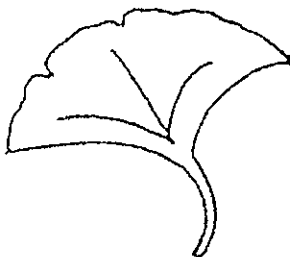
わたくしたち八尾市民は、

1. 若い力をそだてましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよろこびに生きましょう。

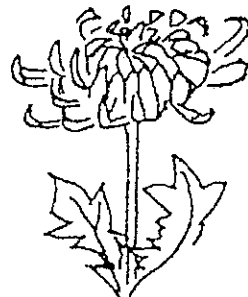
や お の 木 と 花

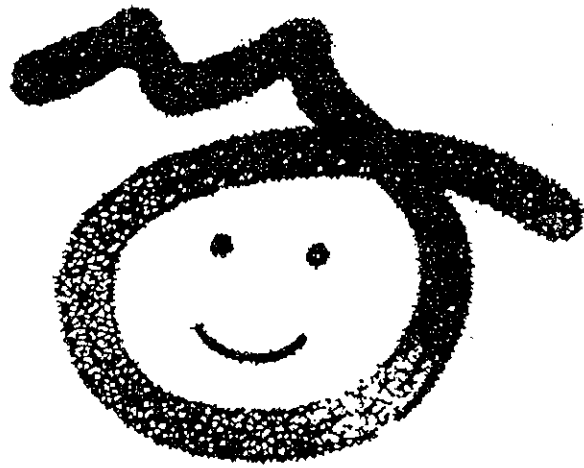
(昭和 43 年 4 月 1 日選定)

やおの木「いちょう」



やおの花「きく」





かみゆい 33かみゆい